

岩手県告示第 178 号

建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 15 条の 17 第 1 項の規定に基づき行う二級建築士試験及び木造建築士試験の実施計画について、財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)から次のとおり報告があった。

平成 19 年 3 月 6 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 試験の日時

(1) 学科の試験

ア 二級建築士 平成 19 年 7 月 1 日(日)午前 10 時から午後 5 時 10 分まで

イ 木造建築士 平成 19 年 7 月 22 日(日)午前 10 時から午後 5 時 10 分まで

(2) 設計製図の試験

ア 二級建築士 平成 19 年 9 月 16 日(日)午前 11 時 30 分から午後 4 時まで

イ 木造建築士 平成 19 年 10 月 14 日(日)午前 11 時 30 分から午後 4 時まで

2 試験地及び試験場

(1) 試験地 盛岡市

(2) 試験場

ア 学科の試験

(ア) 二級建築士 国立大学法人岩手大学 盛岡市上田三丁目 18 番 8 号

(イ) 木造建築士 国立大学法人岩手大学 盛岡市上田三丁目 18 番 8 号

イ 設計製図の試験

(ア) 二級建築士 国立大学法人岩手大学 盛岡市上田三丁目 18 番 8 号

(イ) 木造建築士 国立大学法人岩手大学 盛岡市上田三丁目 18 番 8 号

3 受験手続 次のいずれかにより受験申込みを行うこと。

(1) 受験申込書の提出による受験申込み

受験申込書を次により提出すること。

ア 受付場所及び受付期間

受付場所	受付期間
盛岡市上ノ橋町 1 番 50 号 岩織ビル 2 階会議室	平成 19 年 4 月 9 日(月)から同月 13 日(金)まで
釜石市新町 6 番 50 号 釜石地区合同庁舎 3 階第 2 会議室	平成 19 年 4 月 9 日(月)及び同月 10 日(火)

イ 受付時間 午前 10 時から午後 4 時まで

(2) インターネットによる受験申込み

センターが別に定めるところにより、センターのホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)において必要な事項を入力すること。

なお、インターネットによる受験申込みは、平成 16 年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができるものとする。

ア 受付期間 平成 19 年 4 月 1 日(日)から同月 6 日(金)まで

イ 受付時間 受付開始日の午前 10 時から受付終了日の午後 4 時まで

4 その他 詳細については、センター(東京都中央区京橋 2 丁目 14 番 1 号 電話番号 03 - 5524 - 3105)に問い合わせること。